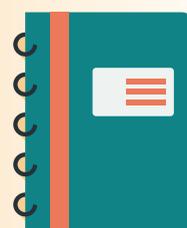




# 投資家のための 税金読本

2024年度版



## 新しいNISAもまるわかり

- ・2024年の定額減税
- ・株式、公社債、投資信託、先物・オプション取引の税金 など
- ・税制や相続、贈与について“学べる1冊”

編著：大和総研

監修：税理士法人柴原事務所

日本法令®

この文書は『2024年度版 投資家のための税金読本』から一部抜粋したものです。

より詳しい内容を知りたい方は以下のリンクからお求めいただけます。

『2024年度版 投資家のための税金読本』

定価：1,600円（税別）

著者：大和総研

発行：2024年7月20日 364P

発行所：日本法令

<https://www.amazon.co.jp/dp/4539747061>

# 所得税・住民税の 課税対象となる「所得」

## 所得税・住民税とは

### 所得税とは

所得税は、「**個人の1年間の所得**」に対して課される国の税金です。この「個人の1年間の所得」という言葉は次の3つの意味を持っています。

- ①課税の単位は「個人」であり、同じ世帯の人であっても、個人ごとに課税されます。
- ②所得計算の対象期間は、毎年1月1日から12月31日までの「1年間」です。

③課税の対象は「所得」です。所得とは、収入金額から必要経費を差し引いたものです。

ここでいう「収入」は現金によるものに限らず、現金以外の物や権利その他のあらゆる経済的な利益について原則として金銭に換算して収入とします。

原則として、個人は各年の所得につき、翌年3月15日までに確定申告書を提出し、所得税を納める必要があります。

### 住民税とは

住民税は、原則として「**個人の前年の所得**」に対して**所得割**が課税され、毎年1月1日時点で住所を有する都道府県と市区町村に対して納めます。所得税と住民税所得割では課税の時期が1年ずれています。

また、住民税には一定基準以上の所得がある人全員に均等に課税される均等割もあります。ほとんどの自治体では地方

税法に定められた標準税率による課税を行っていますが、条例により標準税率とは異なる税率を設定している自治体もあります。

なお、2024年度以後は、均等割と併せて森林環境税（国税）が年額1,000円徴収されることとなりますが、徴収税額の総額は変わりません。

#### ▶均等割の標準税率

	2014年度～2023年度	2024年度以後
市町村民税・特別区民税	年額3,500円	年額3,000円
道府県民税・都民税	年額1,500円	年額1,000円
森林環境税（国税）	—	年額1,000円

住民税の課税対象となる「所得」は原則として所得税と同じです。市区町村は所得税の確定申告書に記載された情報や勤務先から提出される情報などをもとに

都道府県分も含めた所得割と均等割の税額を計算し、個人に通知します。個人はそれに基づいて住民税を納付します。

## 課税方法の種類と確定申告の有無

所得税・住民税の課税方法には**総合課税**と**分離課税**があります。総合課税は個人の各所得を合計して課税する方法で、分離課税は特定の所得について他の所得と分離し、別途税額を計算して課税する方法です。総合課税が原則で、分離課税は例外という扱いになります。

総合課税の所得は確定申告を行うことが原則ですが、給与所得・公的年金の雑所得などは源泉徴収のみで課税関係を終了できる場合があります。

分離課税は**申告分離課税**と**源泉分離課税**に分かれます。源泉分離課税は支払いを受ける際に税金が源泉徴収され、それで課税関係が終了します。

申告分離課税は原則として確定申告が必要となりますが、上場株式等の配当所得・利子所得、および源泉徴収ありの特定口座内の上場株式等の譲渡所得等については支払いを受ける際の源泉徴収のみで課税関係を終了することもできます。

#### ▶所得税・住民税の課税方法

課税方法	確定申告	例外として確定申告が不要になる場合
総合課税	原則として必要	給与所得、公的年金の雑所得などで一定の要件を満たす場合
分離課税	申告分離課税	上場株式等の配当所得・利子所得、源泉徴収ありの特定口座内の上場株式等の譲渡所得等
	源泉分離課税	不可

## 所得税の源泉徴収

所得税は申告納税が原則ですが、給与所得、配当所得、利子所得など一部の所得については、それらを支払う者があらかじめ所得税を差し引いて国に納付することがあります。これを源泉徴収と呼びます。

総合課税および申告分離課税の所得について源泉徴収された所得税は前払いにすぎません。最終的には、1年が終わっ

た後に、確定申告により納めるべき税額が確定します。確定した税額から納付済みの源泉徴収税額を差し引いた残額が確定申告時に納付すべき税額となります（マイナスとなる場合は源泉徴収された税額が還付されます）。

他方、源泉分離課税の所得については、源泉徴収のみで課税関係が完結するため、確定申告の対象とすることはできません。

## 住民税の特別徴収

#### ▶所得割と均等割

住民税（所得割と均等割）は納付書により納める**普通徴収**が原則で、納税者は原則として、前年所得に基づく住民税額

を6月、8月、10月、翌年1月の4回に分けて金融機関の窓口や口座振替などで支払います。

ただし、給与所得者については原則と

## 課税所得と非課税所得

### 「13種類」の課税所得と課税方法

所得税・住民税の課税対象となる所得は税法上**10種類**に区分され、それぞれ所得の計算の仕方や課税方法等が異なります。

上場株式等の譲渡益、一般株式等の譲渡益、先物取引等の利益については、税法上は、これらの取引が営利を目的として継続的に行われているかにより、譲渡所得、雑所得、事業所得のいずれかに区分されることとなります。しかし実際には、上場株式等の譲渡益、一般株式等の譲渡益について、確定申告書などによりどの所得区分とするかを納税者が明示する必要はなく、所得区分の違いによる税制上の差異は限定的な局面にしか生じません（差異が生じる局面については [59ページ参照](#)）。

ただし、これらはいずれの所得区分として扱うとしても、他の譲渡所得、雑所得、事業所得とは損益通算の範囲や適用される税率、控除額などが大きく異なります。

このため、証券投資家にとっては、上場株式等の譲渡益、一般株式等の譲渡益、先物取引等の利益については、他の譲渡所得、雑所得、事業所得とは別の独立した所得区分であるものと考えた方が税制の理解がしやすいです。そこで、本書では税法上の10種類の所得区分に、上場株式等の譲渡所得等、一般株式等の譲渡所得等、先物取引の雑所得等の3種類を加えた、「**13種類の所得区分**」と呼ぶことにします。

#### ▶ 所得区分と所得税・住民税の課税方法（2024年現在）

所得区分	課税方法	所得の具体例	備考
1 利子所得	源泉分離	預貯金・一般公社債の利子、合同運用信託（金銭信託・貸付信託）の収益分配金、私募公社債投資信託の収益分配金など	—
	申告分離	特定公社債の利子、公募公社債投資信託の収益分配金など	申告不要の選択可
	総合	同族株主等が受け取る一般公社債の利子、海外の銀行等に預けた預金の利子など	—
2 配当所得	申告分離	上場株式の配当、公募株式投資信託の収益分配金など	申告不要・総合課税の選択可
	総合	非上場株式の配当、私募株式投資信託の収益分配金など	少額なら申告不要となる場合あり
3 不動産所得	総合	土地や建物の貸付による地代や家賃など	—
4 事業所得 (9・10・11を除く)	総合	農業、漁業、製造業、卸売業、小売業、サービス業など、個人で営む事業から生じる所得	—
5 給与所得	総合	雇用関係に基づき勤務先から支給される給与や賞与など	—

して毎月の給与から天引きにより6月から翌年5月の12回に分けて、(遺族・障害年金を除く) 公的年金受給者については2ヵ月に一度支給される公的年金からの天引きにより4月から翌年2月の6回に分けて徴収されます(**特別徴収**)。

給与所得者で給与以外の所得がある場合は、給与以外の所得に係る住民税について、給与からの特別徴収で納めるか納付書による普通徴収で納めるか、所得税の確定申告時に選択することができます。普通徴収で納める場合、給与以外で確定申告した所得(例えば株式譲渡所得、配当所得、不動産譲渡所得など)について勤務先に通知されることはありません。

給与や年金からの所得税と住民税の天引きは一見同じもののように見えますが、所得税の源泉徴収はいま支払われた給与や年金に係る所得税額を暫定的に前払いしているもので、後に年末調整や確定申告によって調整が行われます。これに対し、住民税の特別徴収は前年所得をもとに確

定した税額を、いま支払われる給与や年金から後払いを行っているという違いがあります。

### ▶▶ 利子割・配当割・株式等譲渡所得割

預貯金や一般公社債の利子など、源泉分離課税が適用される利子所得の特別徴収(住民税**利子割**)は、所得税と同様にその特別徴収のみによって課税関係が完結します。

上場株式等の配当所得および利子所得に対する特別徴収(住民税**配当割**)と源泉徴収ありの特定口座における上場株式等の譲渡所得等に対する特別徴収(住民税**株式等譲渡所得割**)は所得税と同様に、源泉徴収のみで課税を完結し申告不要とすることもできますし、申告することもできます。申告した場合、住民税所得割の課税対象となり、特別徴収済みの配当割・株式等譲渡所得割は納めるべき所得割および均等割から控除され、控除しきれない金額は還付されます。

### 退職所得に対する住民税の特別徴収



住民税所得割は、原則として前年所得課税が行われますが、退職所得については、退職金の支給時に特別徴収が行われ、課税が完結します(これを現年分離課税といいます)。

退職所得に対する住民税の特別徴収額は、下表の計算式により算出されます(退職所得金額については [13ページ](#)を参照)。

#### ▶▶ 退職所得に対する住民税の特別徴収額

	特別徴収額の計算式
市町村民税・特別区民税	退職所得金額×6%
道府県民税・都民税	退職所得金額×4%

※ いずれも100円未満の端数は切捨てとなります。

所得区分	課税方法	所得の具体例	備考
6 退職所得	申告分離	勤務先から退職時に受け取る退職金や一時恩給、企業年金・確定拠出年金の老齢・退職給付としての一時的金など	原則として源泉徴収のみで確定申告不要
7 山林所得	申告分離	山林の伐採または、譲渡による所得	—
8 譲渡所得 (9・10・11を除く)	申告分離	土地・建物などの譲渡による所得	—
	総合	書画、骨とう品、金地金、ゴルフ会員権などの譲渡による所得	—
9 上場株式等の譲渡所得等	申告分離	上場株式、公募投資信託などの譲渡による所得	源泉徴収ありの特定口座は申告不要を選択可
10 一般株式等の譲渡所得等	申告分離	非上場株式、私募投資信託などの譲渡による所得	—
11 先物取引の雑所得等	申告分離	金融商品先物取引、商品先物取引、カバードワラントの差金等決済による所得	—
12 一時所得	総合	上記1～11以外の所得のうち、①営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外で、②労務その他の役務または資産の譲渡の対価としての性格がなく、③一時的な所得である、という3つの条件を満たす所得。 懸賞や福引の賞金品、競馬などの払戻金、生命保険や損害保険の満期返戻金や解約返戻金など	—
13 雑所得	総合	上記1～12のいずれにも該当しない所得。 公的年金、外貨預金の為替差益、事業者以外が行う暗号資産（仮想通貨）の取引による利益、職業作家以外の人を受け取る原稿料や講演料など	—

※ 株式等、一般株式等、上場株式等については54ページ、特定公社債、一般公社債については56ページを参照してください。

## 各種所得金額の計算

確定申告の際には、13種の所得区分それぞれにつき、次の方法で各種所得金額を計算します。

### ▶ 所得金額の計算式（2024年分所得）

所得区分	所得金額の計算方法
1 利子所得	所得金額＝収入金額
2 配当所得	所得金額＝収入金額－元本取得のために要した負債の利子
3 不動産所得	所得金額＝収入金額－必要経費
4 事業所得 (9・10・11を除く)	所得金額＝収入金額－必要経費

所得区分	所得金額の計算方法																							
5 給与所得	所得金額＝(収入金額－給与所得控除額)－所得金額調整控除額 <sup>※1</sup> －特定支出控除額 <sup>※2</sup>																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">収入金額</th> <th>給与所得控除額<sup>※3</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>55万円以下</td> <td></td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>55万円超 162.5万円以下</td> <td></td> <td>55万円</td> </tr> <tr> <td>162.5万円超 180万円以下</td> <td></td> <td>収入金額×40%－10万円</td> </tr> <tr> <td>180万円超 360万円以下</td> <td></td> <td>収入金額×30%＋8万円</td> </tr> <tr> <td>360万円超 660万円以下</td> <td></td> <td>収入金額×20%＋44万円</td> </tr> <tr> <td>660万円超 850万円以下</td> <td></td> <td>収入金額×10%＋110万円</td> </tr> <tr> <td>850万円超</td> <td></td> <td>195万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 23歳未満または特別障害者である扶養親族がいる人の場合、または、給与所得と公的年金等の雑所得の両方がある人の場合は所得金額調整控除を受けられる場合があります（515ページを参照）。                  ※2 特定支出金額が一定以上ある場合、特定支出控除ができます（516次ページ参照）。                  ※3 給与収入が660万円未満の場合は、所得税法別表第5によるため、上記の速算表による控除額とは若干の違いが生じます。</p>	収入金額		給与所得控除額 <sup>※3</sup>	55万円以下		全額	55万円超 162.5万円以下		55万円	162.5万円超 180万円以下		収入金額×40%－10万円	180万円超 360万円以下		収入金額×30%＋8万円	360万円超 660万円以下		収入金額×20%＋44万円	660万円超 850万円以下		収入金額×10%＋110万円	850万円超	
収入金額		給与所得控除額 <sup>※3</sup>																						
55万円以下		全額																						
55万円超 162.5万円以下		55万円																						
162.5万円超 180万円以下		収入金額×40%－10万円																						
180万円超 360万円以下		収入金額×30%＋8万円																						
360万円超 660万円以下		収入金額×20%＋44万円																						
660万円超 850万円以下		収入金額×10%＋110万円																						
850万円超		195万円																						
6 退職所得	所得金額＝(収入金額－退職所得控除額)×1/2 <sup>※1,2</sup>																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>勤続年数</th> <th>退職所得控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20年以下</td> <td>40万円×勤続年数（下限80万円）</td> </tr> <tr> <td>20年超</td> <td>800万円＋70万円×(勤続年数－20年)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 役員等が受け取る退職所得で、役員等としての勤続年数が5年以下の場合、1/2控除は行われません。                  ※2 役員等でなくとも勤続年数が5年以下で退職所得控除後の金額が300万円を上回る場合は、当該上回る分については、1/2控除は行われません。                  ※3 前職で退職金の支払いがあったにもかかわらず、前職の勤続年数を通算して退職金支給される場合には、前職の勤続年数を通算して求めた控除額から前職の控除額を差し引きます。                  ※4 同じ年に2か所以上から退職金を受け取った場合は合算して退職所得を計算します。退職所得控除額を計算する際、勤続年数は通算します（ただし同一の期間につき重複計上はしません）。                  ※5 複数の勤務先からの退職金につき受け取った年が異なる場合、退職金を受け取った年ごとにそれぞれ退職所得を計算します。ただし、前年以前4年以内（確定拠出年金の一時的金の場合19年以内）に別の勤務先から退職金を受け取っていた場合は、退職所得控除額を計算する際、以前の勤務先と重複する勤続期間については、勤続年数から控除されます。</p>	勤続年数	退職所得控除額	20年以下	40万円×勤続年数（下限80万円）	20年超	800万円＋70万円×(勤続年数－20年)																	
勤続年数	退職所得控除額																							
20年以下	40万円×勤続年数（下限80万円）																							
20年超	800万円＋70万円×(勤続年数－20年)																							
7 山林所得	所得金額＝収入金額－必要経費－特別控除額（上限50万円）																							
8 譲渡所得 (9・10・11を除く)	<b>【土地・建物等の譲渡所得の場合】</b> 所得金額＝収入金額－(取得費＋譲渡費用)－特別控除額 <sup>※</sup> ※ 自宅の3,000万円特別控除（5319ページ参照）、空家の3,000万円特別控除（5320ページ参照）など、各種の特別控除が適用される場合があります（5319ページ参照）。 <b>【総合課税の譲渡所得の場合】</b> 所得金額＝収入金額－(取得費＋譲渡費用)－特別控除額（上限50万円） ※ 総合課税の長期譲渡所得については、総所得金額を計算する際に上記所得金額を1/2の額にします。																							
	9 上場株式等の譲渡所得等	所得金額＝収入金額－(取得価額または取得費 <sup>※1</sup> ＋負債利子の額＋譲渡費用＋管理費 <sup>※2</sup> ＋その他経費)																						
10 一般株式等の譲渡所得等	※1 相続により取得した株式等を譲渡した場合、譲渡所得として扱われる場合に限り、一定の相続税額を取得費に加算できます（562ページ参照）。 ※2 事業所得または雑所得として扱われる場合に限り、口座管理料や投資顧問料を必要経費として控除できます（560ページ参照）。																							
11 先物取引の雑所得等	所得金額＝収入金額－(手数料等＋その他経費)																							
12 一時所得	所得金額＝収入金額－その収入を得るために支出した金額－特別控除額（上限50万円） ※ 一時所得は、総所得金額を計算する際に上記所得金額を1/2の額にします。																							

2024年度改正  
所得課税  
証券税制  
特定口座  
NISA  
各種制度  
デリバティブ  
各種商品  
相続税  
贈与税  
財産評価  
不動産  
納税環境  
付表

所得区分		所得金額の計算方法					
13 雑所得	雑所得	【公的年金等の雑所得の場合】 所得金額 = 収入金額 - 公的年金等控除額					
		公的年金等の収入金額 (A)	公的年金等控除額				
			公的年金等以外の合計所得金額				
				1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超	
		65歳未満	130万円以下		60万円	50万円	40万円
			130万円超 410万円以下	A×25%+27.5万円	A×25%+17.5万円	A×25%+7.5万円	
			410万円超 770万円以下	A×15%+68.5万円	A×15%+58.5万円	A×15%+48.5万円	
			770万円超 1,000万円以下	A×5%+145.5万円	A×5%+135.5万円	A×5%+125.5万円	
			1,000万円超	195.5万円	185.5万円	175.5万円	
		65歳以上	330万円以下		110万円	100万円	90万円
330万円超 410万円以下	A×25%+27.5万円		A×25%+17.5万円	A×25%+7.5万円			
410万円超 770万円以下	A×15%+68.5万円		A×15%+58.5万円	A×15%+48.5万円			
770万円超 1,000万円以下	A×5%+145.5万円		A×5%+135.5万円	A×5%+125.5万円			
1,000万円超	195.5万円		185.5万円	175.5万円			
※ 受給者の年齢が65歳未満かどうかは、その年の12月31日の年齢により判断されます。							
【公的年金等以外の雑所得の場合】 所得金額 = 収入金額 - 必要経費							

### 特定支出控除とは



給与所得控除は、給与所得者に必要な経費を考慮し、給与所得から一定の額を概算で差し引き、税負担の軽減を図るものです（金額は□13ページ参照）。しかし、給与所得を得るための経費（特定支出）を比較的多く支払っている者もいます。このような者が利用できるのが**給与所得者の特定支出控除**です。**特定支出が給与所得控除の1/2より多い場合**、給与所得控除に加え、特定支出と給与所得控除の1/2の差額を特定支出控除として給与収入から差し引くことができます。

特定支出として認められる支出は、下記①～⑦までの支出です。

- ①一般の通勤者として通常必要であると認められる通勤のための支出
- ②職務の遂行に直接必要な旅費で、通常必要と認められる支出
- ③転勤に伴う転居のために通常必要であると認められる一定の支出
- ④職務に直接必要な技術や知識を得るための研修に関する支出
- ⑤職務に直接必要な資格を取得するための支出
- ⑥単身赴任などの場合で、勤務地と自宅の間の往復に通常必要一定の支出
- ⑦職務と関連のある図書購入費、職場で着用する衣服の購入費および職務に通常必要な交際費（勤務必要経費と呼ぶ。特定支出として認められる上限は65万円）

※ 給与等の支払者から補てんされる部分で非課税のもの（通勤手当など）がある場合、その分は除かれます。また、確定申告の際には給与等の支払者による証明書や支出金額の明細書等が必要です。

### 所得金額調整控除



所得税については、本人が特別障害者に該当する場合または23歳未満もしくは特別障害者である扶養親族等を有する給与所得者で、かつ、給与等の収入金額が850万円超である者には、次の表に示される所得金額調整控除が適用され、当該控除額が給与所得から控除されます。本措置は2020年度税制改正により、一定の扶養親族等を有する世帯の負担が増えないように設けられた調整措置です。

#### ▶ 23歳未満または特別障害者である扶養親族等を有する場合の所得金額調整控除額

給与等の収入金額	所得金額調整控除額	給与所得控除額	所得金額調整控除額と給与所得控除額の合計
850万円超 1,000万円以下	収入金額×10% - 85万円	195万円	収入金額×10% + 110万円
1,000万円超	15万円	195万円	210万円

また、給与所得と公的年金等の雑所得の両方を有する者については、次の表に示される所得金額調整控除が適用され、当該控除額が給与所得から控除されます。

#### ▶ 給与所得と公的年金等の雑所得の両方を有する場合の所得金額調整控除額

給与所得	公的年金等の雑所得	
	10万円未満	10万円以上
	10万円未満	(給与所得 + 公的年金等の雑所得) - 10万円*
10万円以上	公的年金等の雑所得の全額	
		10万円

※ 計算結果が負の値になる場合、所得金額調整控除は行われません。

## 非課税所得

所得税は1年間に個人が得たすべての所得にかかるのが原則ですが、所得の性質や租税負担能力、政策上の目的などから一定のものは非課税としています。非課税所得には次のようなものがあります。

### ▶ 主な非課税所得

	主な非課税所得	備考
1	公的年金のうち、遺族年金および障害年金	老齢、退職年金は雑所得
2	児童手当、児童扶養手当、出産手当金、傷病手当金、失業給付などの社会保障給付	—
3	給与所得者の通勤手当	月額15万円以内
4	生活の用に供する家具、じゅう器、衣服などの資産の譲渡による所得	1個または1組の価額が30万円超の貴金属や美術工芸品などは除く
5	学資金および扶養義務を履行するために給付される金品	—
6	損害賠償金や慰謝料	—
7	香典や見舞金で社会通念上相当と認められるもの	—
8	マル優・特別マル優の適用を受けた預貯金や公社債等の利子	☞161ページ参照
9	住宅財形・年金財形の適用を受けた預貯金や投資信託などの利子・分配金など	☞158ページ参照
10	一般NISA、ジュニアNISA、つみたてNISA、新しいNISAで保有する上場株式等の配当・分配金、譲渡益	☞130ページ参照
11	追加型投資信託における元本払戻金（特別分配金）	☞89ページ参照
12	宝くじの当選金やサッカーくじの払戻金	競馬などの払戻金は原則として一時所得
13	国や地方自治体から給付される保育所やベビーシッターの費用	—

## 非居住者（海外在住者）等に対する所得税の課税

### 非居住者等に対する所得税の課税の概要

国内居住者は、原則として、その所得の源泉が国内であっても国外であっても所得税（および復興特別所得税。以下同じ）の課税対象となります。

これに対し、「非居住者」および国内居住者であっても「非永住者」に当たる人は所得税の課税対象となる所得の範囲が限定されています。

#### ▶ 非居住者等の課税所得の範囲

納税者の区分	条件	所得税の課税所得の範囲
居住者	以下のいずれかを満たす個人 ・国内に住所を有する ・現在まで継続して1年以上、国内に居所を有する	国内源泉所得および 国外源泉所得
非永住者	以下のすべてを満たす居住者 ・日本国籍を有しない ・過去10年のうち国内に住所または居所を有していた期間の合計が5年以下	国内源泉所得および 「国外源泉所得のうち、日本で支払われたものまたは日本国内に送金されたもの」
非居住者	居住者以外の個人	国内源泉所得

**居住者**とは、国内に住所がある、または現在まで継続して1年以上、国内に居所がある個人のことをいいます。**住所**とは「個人の生活の本拠」であり、**居所**は「(住所ではないが) 現実に居住している場所」です。非居住者とは居住者以外の個人のことをいい、わが国では「国内源泉所得」に限り所得税が課税されます。

**国内源泉所得**とは、日本国内で生じた事業所得や、国内資産の運用・保有により生じる所得、国内の土地等の譲渡による所得、国内の不動産の賃貸料等、国内の利子等や配当などをさし、詳細は☞次ページで説明します。

非居住者は恒久的施設(PE) (☞次ページ参照) を有するかなどで課税関係が異

なります。恒久的施設(PE)を有しない非居住者が納める所得税額を計算する際、適用できる所得控除は雑損控除、寄附金控除、基礎控除の3種類に限定されており、わが国の外国税額控除は適用されません。

海外の居住国では、現地の法令等により、所得税等が課税されます。その際、日本で支払った所得税等について海外の居住国で現地の法令等により外国税額控除が適用できる場合があります。

租税条約を締結している国に関しては、租税条約によって異なる定めがなされている場合があります。その場合は条約が優先されることになります。

## 非居住者に対する所得税の課税方法

非居住者に対する所得税の課税方法は、その非居住者が恒久的施設（PE）を有するか否か、その所得が恒久的施設に帰属するか否かにより、次の図表のように定められています（ただし、条約の定めがあれば条約が優先されます）。

**恒久的施設（PE）**とは、①支店、工場、

事務所など、②建設等の作業または作業の指揮監督の役務提供を1年を超えて行う場所、③代理人等をいいます。①～③のいずれも持たない場合には、その非居住者は「恒久的施設を有しない非居住者」になります。

### ▶非居住者に対する課税関係の概要（国内法による）

所得の種類	非居住者の区分		恒久的施設を有しない者	所得税の源泉徴収 <sup>*2</sup>
	恒久的施設を有する者	恒久的施設を有しない者		
	恒久的施設帰属所得 <sup>*1</sup>	その他の所得		
事業所得		【課税対象外】		
①国内資産の運用・保有により生ずる所得（⑦から⑩に該当するものを除く） ②国内資産の譲渡により生ずる所得（うち国内株式等の譲渡により生じる所得）	【総合課税 <sup>*3</sup> 】	【総合課税 <sup>*3</sup> （一部）】  【原則課税対象外 <sup>*4</sup> 】		無
③国内の組合契約事業利益の配分 ④国内の土地等の譲渡による所得 ⑤国内の人的役務提供事業の所得 ⑥国内の不動産の賃貸料等	【源泉徴収の上、総合課税 <sup>*3</sup> 】	【課税対象外】  【源泉徴収の上、総合課税 <sup>*3</sup> 】		20.42% 10.21% 20.42% 20.42%
⑦国内の利子等 ⑧国内の配当等 ⑨国内の貸付金利子 ⑩国内の使用料等 ⑪国内の給与その他の人的役務の提供に対する報酬、公的年金等、退職手当等 ⑫国内の事業の広告宣伝のための賞金 ⑬国内の生命保険契約に基づく年金等 ⑭国内の定期積金の給付補填金等 ⑮国内の匿名組合契約等に基づく利益の分配	【源泉徴収の上、総合課税 <sup>*3</sup> 】	【源泉分離課税】		15.315% 20.42% (15.315%) <sup>*5</sup> 20.42% 20.42% 20.42% 20.42% 15.315% 20.42%
⑯その他の国内源泉所得	【総合課税 <sup>*3</sup> 】	【総合課税 <sup>*3</sup> 】		無

※1 恒久的施設帰属所得（非居住者が恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該恒久的施設が当該非居住者から独立して事業を行う事業者であるとしたならば、その恒久的施設が果たす機能等を勘案して、当該恒久的施設に帰せられるべき所得）が、①から⑯の国内源泉所得に重複して該当する場合があります。

※2 源泉徴収税率のうち一定の所得に係るものについては、軽減または免除される場合があります。

※3 総合課税の対象とされる所得のうち一定のものについては、申告分離課税または源泉分離課税の対象とされる場合があります。

※4 国内株式等の譲渡により生ずる所得が課税対象となる場合については、[□次ページ](#)の図表を参照してください。

※5 上場株式等の配当等の源泉徴収税率は原則15.315%です。

### ▶非居住者であっても国内株式の譲渡が所得税の課税対象となる場合

「恒久的施設を有しない非居住者」（および恒久的施設を有していてもその恒久的施設に帰属しない所得となる場合）は、

原則として国内株式の譲渡により生ずる所得に所得税は課税されません。ただし、次のいずれかに該当する場合は例外的に国内株式等の譲渡益が、税率15%★の申告分離課税の対象となります（住民税は課税されません）。

### ▶恒久的施設を有しない非居住者であっても国内株式の譲渡が所得税の課税対象となる場合

- 1) 内国法人の株券等を買集めて、これをその内国法人等に対し譲渡することによる所得
- 2) 内国法人の特殊関係株主等である非居住者が行う、その内国法人の株式等の譲渡による所得
- 3) 税制適格ストック・オプションの権利行使により取得した特定株式等の譲渡による所得
- 4) 特定の不動産関連法人の株式の譲渡による所得
- 5) 日本に滞在する間に行う内国法人の株式等の譲渡による所得

日本の所得税は原則として株式を譲渡した際に所得税を課しますので、居住者が国内で株式投資を行い含み益を得ていても、国外転出して非居住者になってから譲渡すれば原則として国内の所得税は課税されないこととなります。この点を利用した課税逃れを防ぐため、2015年7月1日以後の国外転出から、国外転出時

に1億円以上の有価証券等を所有している人で、一定の期間（原則として転出前10年以内において5年超）国内に居住していた人については、「国外転出時みなし譲渡益課税の特例」として出国時に含み益に所得税が課税されることとなっています。詳細は[□338ページ](#)を参照してください。

(注) ★印の付いている所得税については、別途復興特別所得税の課税も行われます。復興特別所得税の税率は基準所得税額の2.1%です。詳細は、[□41ページ](#)を参照してください。